

監査結果公表第24-3号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年9月5日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	永 田	善 久
同	竹 田	孝 吏

記

1 措置の通知

平成23年度定期監査（教育委員会事務局生涯学習部）の結果に対する措置の通知
平成24年8月2日付け八教生教政第79号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習スポーツ課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 社会体育事務事業として各種スポーツ大会の開催等を八尾市体育連盟に委託しているが、伺書には委託金額の根拠となる見積書等が添付されていない。また、委託契約書には委託料総額のみ記載され、各スポーツ大会名等事業一覧は添付されているものの、各スポーツ大会ごとの内訳金額等が不明である。各スポーツ大会別の金額・事業内容等が明確となるよう適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 4 月 1 日)</p> <p>事務処理において、委託契約の根拠となる見積書を添付するよう改めました。また、見積書の内訳がわかるよう内訳明細を作成し、大会別の金額等が明確になるよう改めました。</p>
<p>(2) 業務委託契約等において、随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が適切でないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 4 月 1 日)</p> <p>随意契約に係る地方自治法施行令の規定について周知徹底し、適正な事務処理となるよう改めました。</p>
<p>(3) 大阪府総合体育大会選手派遣事業委託契約等において委託料は概算払い又は前払いとなっているが、委託契約書において精算についての条文が記載されていないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 5 月 10 日)</p> <p>今年度の事業委託契約において、委託契約書に精算に関する文言を追加し適正な事務処理に改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習スポーツ課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(4) 指定管理者が管理している体育施設における修繕業務については、指定管理者との協定に基づきそれぞれが負担すべき範囲を定めており、このうち市が負担する修繕についても当該指定管理者のグループ企業と随意契約を行っているが、修繕内容等を十分検討の上、八尾市財務規則に則った適正な契約事務を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 4 月 1 日)</p> <p>今年度より、修繕の内容を十分に精査し、八尾市財務規則に則り適切に対応します。また、入札に適さない修繕業務は、複数業者よりの見積書を徴収して、透明性、競争性に留意し、指定管理者グループ企業以外の業者とも契約するよう改善を図りました。</p>
<p>2 文書事務について</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る伺書において、根拠となる地方自治法の適用条項を誤っているものや、目的外使用許可書の許可者名について、八尾市における教育財産の管理権限者である教育長ではなく市長としているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 4 月 1 日)</p> <p>適用条項や許可者等のチェックを強化し、適正な事務処理を行なうよう改めました。</p>
<p>(2) 生涯学習センターに係る行政財産の目的外使用許可において、施設の敷地外(歩道)に設置されている電柱に使用許可を与えている例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 8 月 1 日)</p> <p>当該歩道は、生涯学習センター敷地内のものでありますが、道路として使用しており、電柱の使用許可については、次年度から、土木総務課へ移管します。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習スポーツ課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>(3) 前回の定期監査(平成16年度)指摘事項であるが、「八尾市生涯学習センター学習プラザ管理運営規則」における使用料の還付の規定について、八尾市立生涯学習施設の予約・案内システムを共用する他の施設とは異なる規定内容となっており、同規則の整備を早急に図ること。</p>	措置状況	3. 検討中
<p>(4) 後援名義等の使用許可についての伺書で、許可条件となっている収支決算書等報告書の提出されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成24年3月30日)
<p>(5) 生涯学習センターの設備改修に係る伺書において、決裁日が修繕業務完了の日となっているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成24年3月30日)
<p>3 指定管理者基本協定書について (1) 指定管理者基本協定書に基づく指定管理者からの運営計画書について、その提出がされていないものや、協定書規定の期限より遅延している状況が見受けられたので、指定管理者と協議し適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館等 平成24年度運営計画については、平成24年3月26日受理しました。前年度事業を踏まえて事業を計画してもらう必要があるため、提出期限の見直しを検討します。 ・生涯学習センター 平成24年度運営計画については、平成24年3月30日受理しました。前年度事業を踏まえて事業を計画してもらう必要があるため、提出期限の見直しを検討します。

定期監査の結果に対する措置の内容

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習スポーツ課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(2) 指定管理者が共同企業体である場合の基本協定書において、共同企業体としての協定締結者名の表記が適切でないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 24 年 3 月 30 日)</p> <p>平成 24 年度～平成 28 年度の管理運営について、基本協定締結時、共同企業体等の名称が適切に記載されているか確認の徹底を図りました。</p>
<p>4 支出事務について</p> <p>福万寺市民運動広場の施設案内看板において電柱の添加看板を使用し賃借料を支出しているが、施設案内の役割を担う標識であるので、費用対効果の面から電柱添加看板の使用について検討すること。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>利用者からの問い合わせ状況等を検証し、看板の必要性を費用対効果の面からも検討します。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

教育委員会事務局生涯学習部八尾図書館

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 図書館管理システムの保守業務委託契約書の保守業務委託契約書において、保守サービス対象機器明細書に一部記載もれが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 4 月 1 日）
<p>(2) 契約書及び覚書において、締結日の記載もれや契約当事者名の誤りが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 4 月 1 日）
<p>2 行政財産の目的外使用許可関係事務について</p> <p>行政財産の目的外使用許可書の許可者名について、八尾市における教育財産の管理権限者である教育長ではなく市長としているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 4 月 1 日）
		平成 24 年度の委託契約を結ぶ際に確認し、適正に処理しました。
		平成 24 年度の委託契約を結ぶ際に確認し、適正に処理しました。また、今後もこのような記載漏れや誤りがないよう確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。
		平成 24 年度の行政財産目的外使用許可を行う際において、許可者名を教育長としました。

定期監査の結果に対する措置の内容

教育委員会事務局生涯学習部文化財課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 行政財産の目的外使用許可関係事務について 行政財産の目的外使用許可書の許可者名について、八尾市における教育財産の管理権限者である教育長ではなく市長としているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 4 月 1 日）
<p>2 指定管理者による施設管理関係事務について (1) 所管する施設の指定管理者から提出される各種届書に対する承認書等において、発出者の表示が適切ではないものが見受けられたので、適正に処理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 1 月 5 日）
<p>(2) 指定管理者から提出される届出書等について、指定管理者との間で交わしている基本協定書の規定どおりの手続きとなっていない例が見受けられたので、指定管理者への指導等を含め、適切な事務処理の確保に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 4 月 1 日）
		<p>指定管理者による届出書等は、基本協定書に基づいて提出するよう、指定管理者への指導を徹底するとともに、受付等の事務処理も基本協定書の規定に沿って、処理することとしました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

各課共通事務

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について 伺書において、決裁日等の記載のないものや文書の廃棄年月を誤っているもの、文書の公開区分欄への記載が不適切なものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程等の関係規定に則り、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成24年3月30日） 伺書において、決裁日等の記載のないものや文書の廃棄年月を誤っているもの、文書の公開区分欄への記載が不適切なものについて、八尾市文書取扱規程等の関係規定に則り、適正に事務処理を行いました。 また、このような記載もれや誤りがないようチェックを強化し、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。</p>
<p>2 備品について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、廃棄手続が行われていないもの等が見受けられた。また、指定管理者への貸与備品にあっては、廃棄処理や設置場所が明確でないものが見受けられたので、これらについても備品台帳の整備を図ること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定 備品台帳の整備に向け、備品台帳と現品を順次照合点検するなど、作業に着手しました。</p>